

令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の実施日

令和3年11月1日 (前回調査は平成28年11月1日)

(2) 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、平成27年国勢調査により設定された調査区から無作為に抽出した9,100調査地区(母子世帯については、同9,100調査地区のうち3,500調査地区)内の母子世帯4,105世帯、父子世帯1,329世帯、養育者世帯123世帯を調査客体として実施。

集計客体は、母子世帯2,653世帯、父子世帯866世帯、養育者世帯93世帯。

2. 結果の概要

【母子世帯と父子世帯の状況】

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	119.5万世帯 (123.2万世帯)	14.9万世帯 (18.7万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (79.5%) [79.6%] 死別 5.3% (8.0%) [5.3%]	離婚 69.7% (75.6%) [70.3%] 死別 21.3% (19.0%) [21.1%]
3 就業状況	86.3% (81.8%) [86.3%]	88.1% (85.4%) [88.2%]
就業者のうち 正規の職員・従業員	48.8% (44.2%) [49.0%]	69.9% (68.2%) [70.5%]
うち 自営業	5.0% (3.4%) [4.8%]	14.8% (18.2%) [14.5%]
うち パート・アルバイト等	38.8% (43.8%) [38.7%]	4.9% (6.4%) [4.6%]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	272万円 (243万円) [273万円]	518万円 (420万円) [514万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	236万円 (200万円) [236万円]	496万円 (398万円) [492万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	373万円 (348万円) [375万円]	606万円 (573万円) [605万円]

※ 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果との比較には留意が必要。

※ () 内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)

※ [] 内の値は、今回調査結果の実数値を表している。

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果との比較には留意が必要である。なお、平成28年度調査結果との比較のため、[]に令和3年度の調査結果の実数値で算出した割合を掲載している。

(1) ひとり親世帯になった理由 (別添2 P.2)

～ 母子世帯の約9割は離婚などが理由 ～

- 母子世帯になった理由は、「死別」が5.3% [実数値による割合5.3%] (前回調査8.0%)、離婚などの「生別」が93.5% [同93.5%] (同91.1%)となっている。
- 父子世帯になった理由は、「死別」が21.3% [同21.1%] (同19.0%)、「生別」が77.2% [同77.4%] (同80.0%)となっている。

(2) 調査時点におけるひとり親世帯の親と末子の年齢 (同 P.5、6)

～ 親・子ともに母子世帯より父子世帯の方が年齢が高い ～

- 調査時点における母子世帯の母の平均年齢は41.9歳 [同41.9歳] (同41.1歳)、父子世帯の父の平均年齢は46.6歳 [同46.5歳] (同45.7歳)となっている。
- 調査時点における末子の平均年齢は、母子世帯で11.2歳 [同11.3歳] (同11.3歳)、父子世帯で13.0歳 [同12.9歳] (同12.8歳)となっている。

(3) 世帯人員の状況 (同 P.7、8)

～ 子ども以外の同居者がいる割合は父子世帯の方が高い ～

- 母子世帯の平均世帯人員は、3.20人 [同3.20人] (同3.29人)となっている。
また、子ども以外の同居者がいる母子世帯は35.2% [同35.4%] (同38.7%)で、親と同居する母子世帯は24.2% [同24.4%] (同27.7%)となっている。
- 父子世帯の平均世帯人員は3.42人 [同3.44人] (同3.65人)となっている。
また、子ども以外の同居者がいる父子世帯は46.2% [同46.5%] (同55.6%)で、親と同居する父子世帯は34.3% [同35.1%] (同44.2%)となっている。

(4) ひとり親世帯の就業状況 (同 P.10、11、13、14)

～ 正規の職員・従業員の割合が増加 ～

- 母子世帯の母の就業状況をみると、86.3% [同86.3%] (同81.8%)が就業している。母子世帯になる前に就業していたのは78.8% [同78.9%] (同75.8%)だった。
調査時点の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が48.8% [同49.0%] (同44.2%)、「パート・アルバイト等」が38.8% [同38.7%] (同43.8%)となっている。
- 父子世帯の父の就業状況をみると、88.1% [同88.2%] (同85.4%)が就業し

ている。父子世帯になる前に就業していたのは 96.7 % [同 96.9 %] (同 95.8 %) だった。

調査時点の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が 69.9 % [同 70.5 %] (同 68.2 %)、「自営業」が 14.8 % [同 14.5 %] (同 18.2 %)、「パート・アルバイト等」が 4.9 % [同 4.6 %] (同 6.4 %) となっている。

(5) 世帯年収などの状況 (同 P.36、39、40、49)

～ 母子世帯の母の平均年間就労収入は増えているものの、236 万円にとどまる。

父子世帯の父も増えており、496 万円となっている。～

- 令和 2 年の母子世帯の母自身の平均年間収入は 272 万円 [同 273 万円] (同 243 万円) で、母自身の平均年間就労収入は 236 万円 [同 236 万円] (同 200 万円)、世帯の平均年間収入 (同居親族を含む世帯全員の収入) は 373 万円 [同 375 万円] (同 348 万円) となっている。

世帯の平均年間収入 (373 万円) は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を 100 として比較すると、45.9 となっている。

- 令和 2 年の父子世帯の父自身の平均年間収入は 518 万円 [同 514 万円] (同 420 万円) で、父自身の平均年間就労収入は 496 万円 [同 492 万円] (同 398 万円)、世帯の平均年間収入 (同居親族を含む世帯全員の収入) は 606 万円 [同 605 万円] (同 573 万円) となっている。

世帯の平均年間収入 (606 万円) は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を 100 として比較すると、74.5 となっている。

- 母子世帯の母の預貯金額は、「50 万円未満」が 39.8 % [同 39.8 %] (同 39.7 %) と最も多くなっている。

(6) 離婚によるひとり親世帯の養育費の状況 (同 P.53、55～57、59、60、64)

～ 取り決め率、受給率は母子世帯、父子世帯ともに増加 ～

- 養育費の取り決め状況は、「取り決めをしている」が 母子世帯で 46.7 % [同 46.8 %] (同 42.9 %)、父子世帯で 28.3 % [同 28.2 %] (同 20.8 %) となっている。

- 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が低くなっている。

- 取り決めをしていない最も大きな理由は、母子世帯では「相手と関わりたくない」が 34.5 % [同 34.4 %] (同 31.4 %) と最も多く、次いで「相手に支払う意思がないと思った」が 15.3 % [同 15.4 %] (同 17.8 %)、「相手に支払う能力がないと思った」が 14.7 % [同 14.6 %] (同 20.8 %) となっている。

一方、父子世帯では「自分の収入等で経済的に問題がない」が22.3% [同 22.1%] (同 17.5%) と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が19.8% [同 19.7%] (同 20.5%)、「相手に支払う能力がないと思った」が17.8% [同 18.5%] (同 22.3%) となっている。

- 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が28.1% [同 28.1%] (同 24.3%) で、平均月額(養育費の額が決まっている世帯)は50,485円 [同 50,204円] (同 43,707円) となっている。

一方、離婚した母親からは、「現在も受けている」が8.7% [同 8.8%] (同 3.2%) で、平均月額(同)は26,992円 [同 26,543円] (同 32,550円) となっている。

(7) 離婚によるひとり親世帯の親子交流(面会交流)状況(同 P. 68、69、71~73、75~77) ~ 取り決め率は増加。母子世帯の30.2%、父子世帯の48.0%が親子交流(面会交流)を実施 ~

- 親子交流(面会交流)の「取り決めをしている」のは、母子世帯で30.3% [同 30.1%] (同 24.1%)、父子世帯で31.4% [同 31.3%] (同 27.3%) となっている。

- 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、親子交流(面会交流)の「取り決めをしている」割合が低くなっている。

- 取り決めをしていない理由は、母子世帯では「相手と関わり合いたくない」が26.4% [同 26.2%] (同 25.0%) と最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流ができる」が16.4% [同 16.5%] (同 18.9%) となっている。

一方、父子世帯では「取り決めをしなくても交流ができる」が30.3% [同 29.8%] (同 29.1%) と最も多く、次いで「相手と関わり合いたくない」が17.5% [同 17.5%] (同 18.4%) となっている。

- 離婚した親と「現在も面会交流を行っている」のは、母子世帯で30.2% [同 29.8%] (同 29.8%)、父子世帯で48.0% [同 47.6%] (同 45.5%) となっている。

- 親子交流(面会交流)の実施頻度は、母子世帯、父子世帯ともに「月1回以上2回未満」が最も多く、それぞれ24.2% [同 24.1%] (同 23.1%)、27.7% [同 27.7%] (同 20.0%) となっている。

- 現在親子交流(面会交流)を実施していない理由は、母子世帯では「相手が面会交流を求めてこない」が28.5% [同 28.7%] (同 13.5%) と最も多く、次いで「子どもが会いたがらない」が16.1% [同 16.7%] (同 9.8%) となっている。

一方、父子世帯では「子どもが会いたがらない」が30.4% [同 29.9%] (同 14.6%)

と最も多く、次いで「相手が面会交流を求めてこない」が26.2% [同 26.9%] (同 11.3%) となっている。

(8) 中学校・高等学校卒業後の進路 (同 P. 82、83)

～ 子どもの高校卒業後の進路は、母子世帯は「大学」、父子世帯は「就労」が最多 ～

- 子どもの中学校卒業後の進路は、母子世帯、父子世帯ともに「高校」が最も多く、それぞれ89.9%、92.9%となっており、高校等（高校又は高等専門学校）への進学率は、それぞれ94.5%、96.2%となっている。
- 子どもの高等学校卒業後の進路は、母子世帯では「大学」が41.4%であり、大学等（大学、短大又は専修学校・各種学校）への進学率は66.5%となっている。
一方、父子世帯では、「就労」が36.1%と最も高くなっているものの、大学等への進学率は、57.9%となっている。
- ひとり親世帯の子どもの進学率は、中学校卒業後の進学率については94.7% [同 95.1%] (同 95.8%)、高校卒業後の進学率については65.3% [同 63.8%] (同 58.5%) となっている。

※ なお、前回調査においては、ひとり親世帯全体の子どもの進学率について公表していたが、今回調査からは、母子世帯、父子世帯別についても公表することとした。

(9) 公的制度などの利用状況 (同 P. 83～85)

～ 「公共職業安定所（ハローワーク）」が最多 ～

- ひとり親世帯に対する公的制度などの利用状況は、母子世帯、父子世帯ともに、「公共職業安定所（ハローワーク）」、「市区町村福祉関係窓口」が多い。

・ 母子世帯

公共職業安定所（ハローワーク）	67.2 % [同 67.2 %]	(同 68.5 %)
市区町村福祉関係窓口	46.0 % [同 46.1 %]	(同 49.9 %)

・ 父子世帯

公共職業安定所（ハローワーク）	37.1 % [同 37.1 %]	(同 45.5 %)
市区町村福祉関係窓口	31.3 % [同 31.7 %]	(同 33.0 %)

(10) 子どもの最終進学目標 (同 P. 97)

～ 子どもの最終進学目標は、母子世帯、父子世帯ともに「大学・大学院」が5割台 ～

- 子どもの最終進学目標については、「大学・大学院」とする親は、母子世帯で50.1% [同 50.0%] (同 46.1%)、父子世帯で52.7% [同 51.4%] (同 41.4%) となっている。